平成２２年（フ）第６４７号
兵庫県高砂市米田町米田567番地の３、従前の住所兵庫県高砂市中島３丁目７番16号
債務者　長嶋あゆみ（旧姓粂井）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９２２号
広島市安佐北区真亀１丁目11番２号
債務者　曽祇キミヱ
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２３号
広島市安佐北区深川１丁目６番10号
債務者　曽祇　一博
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２４号
広島市安佐北区深川１丁目６番10号
債務者　曽祇　智子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５０号
広島県安芸郡府中町山田２丁目13番４号
債務者　白髪　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７７号
広島市南区西旭町５番16―201号
債務者　君嶋　直二
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８６号
広島市佐伯区利松１丁目20番４―305号
債務者　渡辺　友子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３９号
広島市西区古江西町２番５号
債務者　金山板金こと　金山　保彦
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０８号
愛媛県松山市永木町２丁目１番地21　永木町東ハイツ903号　秋元方、住民票上の住所愛媛県松山市萱町１丁目３番地６　キャッスルニノミヤ202号
債務者　大塚トミヱ
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４３０号
愛媛県松山市山越１丁目４番34号
債務者　木下　泰美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２７９号
北九州市八幡西区三ケ森２丁目４番30―201号
債務者　嘉村　正信
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６５２号
北九州市八幡西区友田１丁目９番11―703号
債務者　上田　和幸
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６８０号
北九州市小倉北区片野新町２丁目１番15―504号
債務者　池田　正吾
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７０２号
北九州市小倉北区片野５丁目９番21―803号
債務者　津々見龍一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７２９号
北九州市小倉北区竪町１丁目３番19―502号
債務者　吉見　智子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７６９号
福岡県遠賀郡岡垣町大字海老津597番地エトワール・シャトー海老津201号
債務者　森　　直美（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７８９号
福岡県遠賀郡岡垣町旭南21番２号
債務者　江川　香代
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部